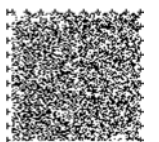
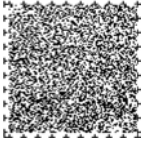


第1章 福祉のまちづくり推進計画の基本的考え方





第1章 福祉のまちづくり推進計画の基本的考え方

1 計画策定の経緯

(1) 都における福祉のまちづくりの取組

都は、福祉のまちづくりに向けた取組として、昭和48年に「身障者のための公園施設設計基準」、昭和51年に「都立施設の障害者向け整備要綱」、そして昭和54年に「視覚障害者誘導ブロック設置指針」を策定するなど、障害者の住みよいまちづくりを目指して、公園、公共建築物及び道路等の整備を進めてきました。しかし、その整備は主として障害者の視点に立ったものであり、対象施設も限られたものでした。

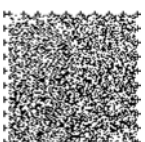
その後、昭和56年の国際障害者年を契機とする取組を進める中で、昭和63年に「東京都における福祉のまちづくり整備指針」を策定し、高齢者や障害者を含むすべての人々が、安全かつ快適に施設を利用できるよう公共建築物や公共交通機関、道路、公園などについての具体的な整備基準を初めて決めました。この指針をもとに、福祉のまちづくりの観点から、公共的施設の整備等を図ってきました。

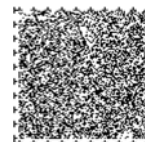
こうした福祉のまちづくりの取組を進める中、平成6年、知事の諮問により設置された「やさしいまち東京構想懇談会」により、「東京都における福祉のまちづくりの総合的なあり方について」の答申が出されました。都はこの答申を踏まえ、福祉のまちづくりの一層の推進を図るため、平成7年3月、「東京都福祉のまちづくり条例」(以下「福祉のまちづくり条例」という。)を制定しました。

この条例により、不特定かつ多数の人が利用する一般都市施設^{*1}のうち、種類及び規模により定める特定施設^{*2}の新設又は改修に当たっては、工事着工前の届出を義務付け、整備基準に基づく整備を推進しました。

そして平成10年1月、条例に基づく計画であり、かつ都における福祉のまちづくりの基本となる、東京都福祉のまちづくり推進計画「ハートフル東京推進プラン～みんなでつくるやさしいまち東京」を策定しました。この計画は、福祉、教育、住宅、建設、交通等、様々な分野の施策を盛り込んだ、84の事業からなる総合的な計画であり、区市町村を主体とした、地域における福祉のまちづくりの基盤整備などを計画に位置付け、各施策に取り組んできました。

また、このほか鉄道駅エレベーター等整備事業、だれにも乗り降りしやすいバス





整備事業などにより、公共交通のバリアフリー^{*3}化にも取り組むとともに、平成12年に施行された「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（交通バリアフリー法）により、移動円滑化に向けた交通施設の整備についても着実に進めています。

（2）福祉のまちづくり条例の改正

こうしてバリアフリー化が進展する中、福祉のまちづくり条例に基づき設置された、都民、事業者、学識経験者等からなる「東京都福祉のまちづくり推進協議会」（以下「推進協議会」という。）は、平成15年8月、意見具申『『21世紀の福祉のまちづくりビジョン』のあり方について』の中で、年齢や障害の有無・種別にかかわらず、すべての人が利用しやすい都市環境の創造に向けて、ユニバーサルデザイン^{*4}の考え方を基本とした福祉のまちづくりを推進することの重要性を提言しました。それは、これまでのバリアフリーから一歩進んで、ユニバーサルデザインの考え方へと、大きな転換を迎えた時でもありました。

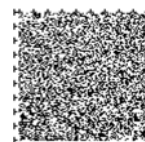
その後、この提言を踏まえ、ユニバーサルデザインの考え方に立った福祉のまちづくりを、ハード・ソフトの両面から展開してきましたが、本格的な少子高齢社会の到来、平成18年10月に全面施行された「障害者自立支援法」や平成18年12月に施行された「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下「バリアフリー法」という。）などにより、福祉のまちづくりを取り巻く環境は急速に変化しました。

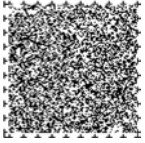
こうした社会情勢の変化を踏まえ、推進協議会では、福祉のまちづくり条例の改正に向けた検討を行い、平成20年11月、条例改正の基本的考え方が示されました。

都はこれを受け、平成21年4月、ユニバーサルデザインの考え方を理念とした、新たな福祉のまちづくり条例を施行しました。この条例改正により、ハード・ソフト一体的なまちづくりが促進されるとともに、都市施設^{*5}のうち、物販・飲食・サービス業など都民が日常生活の中でよく利用する特定都市施設^{*6}においては、新設・改修時の工事着工前の届出が義務付けられる対象が広がり、都民の身近なところでより一層整備が促進されることになりました。

（3）新たな計画策定に向けて

平成25年、東京2020大会の開催決定後、様々なオリンピック・パラリンピック関連施策が導入され、都市・施設環境のバリアフリー化の進展、障害を理由とする差





別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）の施行やバリアフリー法の改正等がありました。

こうした社会情勢の変化を踏まえ、推進協議会では、都民の意識調査やこれまでの取組状況を確認するとともに、平成30年6月に、「東京都福祉のまちづくり推進計画改定の基本的考え方～2020年とその先を見据えて～」と題した意見具申を提言しました。意見具申では、道路・交通機関や施設・環境の整備などハード面のバリアフリー整備や、情報バリアフリーなどソフト面の充実など、今後、福祉のまちづくりを総合的に推進していくための課題を整理し、次期推進計画で取り組むべき施策の方向性について示されました。

都は、上記の意見具申等を踏まえ、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京2020大会」という。）を契機に福祉のまちづくりに関する取組を加速させるとともに、大会後の将来像まで見据え、ユニバーサルデザインを基本とした福祉のまちづくりを進めるため、計画を検討してきました。

2 計画の位置付け

(1) 計画策定の趣旨

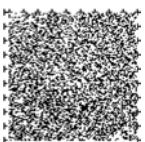
この計画は、年齢、性別、国籍、個人の能力等にかかわらず、全ての人が安全で安心して、かつ、快適に暮らし、訪れることができるユニバーサルデザインの理念に基づいたまちづくりを進めるため、福祉のまちづくり条例第7条に基づいて、福祉のまちづくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本となる計画として策定します。

(2) 計画期間

東京2020大会以降も見据えて、計画事業を着実に推進していくため、計画期間は平成31年度（2019年度）から35年度（2023年度）までの5年間を対象としています。

(3) 関連する他の計画との関係

福祉のまちづくりは、ユニバーサルデザインの理念に基づき、高齢者や障害者を含めた全ての人を対象としていることから、あらゆる施策の中に当然の視点として組み



込んでいくことが重要です。

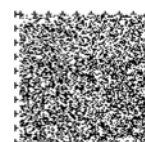
また、計画の策定に当たっては、福祉のまちづくりを推進する上で必要な関連施策や他の計画との整合性を図っています。

3 計画の目標

本計画では、東京 2020 大会とその先を見据えたユニバーサルデザインの先進都市東京の実現に向け、「誰もが、自分の意思で円滑に移動し、必要な情報を入手しながら、あらゆる場所で活動に参加し、共に楽しむことができる社会」を目標とします。

また、推進に当たり留意すべき3つのポイントとして、「福祉のまちづくりで目指す社会像の共有」、「高齢者や障害者等の当事者の参加と意見の反映」、「都民、事業者、行政等が一体となった取組の推進」を踏まえつつ、一層の施策の充実を図っていきます。

(目標と推進に当たり留意すべき3つのポイント)



4 5つの視点

次の5つの視点に立って、区市町村や事業者、都民とも連携しながら、総合的かつ計画的に施策を進めていきます。

(1) 誰もが円滑に移動できる交通機関や道路等のバリアフリーの更なる推進

全ての人々が安全で快適に移動できるよう、地域住民と連携しながら、旅客施設等を中心とした地区等における面的・一体的な整備を推進するなど、交通機関や道路等のバリアフリーの更なる推進を図っていきます。

(2) 全ての人々が快適に利用できる施設や環境の整備

全ての人々が安全で安心して暮らし、訪れることができるよう、建築物のバリアフリー化をより一層進めるとともに、高齢者や障害者等の当事者参加の取組により、利用者の視点に立って快適に利用できる施設や環境の整備を進めていきます。

(3) 災害時・緊急時に備えた安全・安心のまちづくりの推進

災害時・緊急時に高齢者や障害者等の要配慮者^{*7}の安全を確保するため、事前の備えや発災後の応急対策、避難所におけるバリアフリー化等の取組を推進していきます。

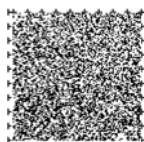
また、日常生活の中で発生する事故の防止や、安全教育等の理解を促進するための取組など、安全対策を推進していきます。

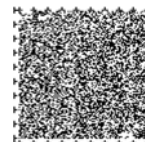
(4) 様々な障害特性や外国人等に配慮した情報バリアフリーの推進

誰もが必要な情報を適切な時期に容易に入手できるよう、情報の入手が困難な人にとっても分かりやすい様々な手段による情報提供を推進していきます。

(5) 都民等の理解促進と実践に向けた心のバリアフリーの推進

誰もが円滑に移動し、様々な活動を楽しめるまちづくりを進めるため、全ての人々が平等に参加できる社会や環境について考え、必要な行動を続ける心のバリアフリーを推進していきます。





5 計画の推進体制

福祉のまちづくりを推進するためには、都、区市町村、事業者、都民など、地域社会の様々な活動主体が、理解と協力のもと、一体となって推進することが重要です。

また、それぞれが果たす役割と責任を明確に認識し、主体的に行動し、互いに協働して進めていくことが必要です。

(1) 都民の役割

都民は、福祉のまちづくり推進のため、高齢者や障害者を含めた全ての人にとって暮らしやすく、訪れやすいまちづくりへの理解を深め、それを進める取組に積極的に参加、協力することが求められています。

なお、都民等が多様性への理解を深め受容する姿勢を持ち、自ら地域社会への参加と交流を図り、地域の人々とふれあいを深めるなど、地域における福祉のまちづくり推進の一員として地域の人々と連携・協働しやすい環境の整備については、都や区市町村の役割として求められています。

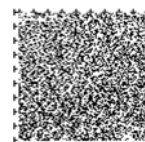
(2) 都の役割

都は、高齢者や障害者を含めた全ての人が自由に移動し、平等に社会参加できるよう、区市町村、事業者及び都民の参加と協力の下に、広域的な観点から福祉のまちづくりを一体的に推進することとされています。このため、次の役割が求められています。

- ・福祉のまちづくり推進の仕組みづくりを進めること。
- ・都立施設について、施設管理者として施設整備を図ること。
- ・区市町村が地域における福祉のまちづくりの推進主体として最大限役割を発揮できるよう、区市町村の取組を支援すること。
- ・都民、事業者等の福祉のまちづくりへの理解と主体的な活動を促進するため、意識の醸成、情報の提供及び技術的支援をすること。

(3) 区市町村の役割

区市町村は、住民に最も身近な基礎的自治体として、地域の特性やニーズに応じた福祉のまちづくりを推進することとされています。このため、次の役割が求められています。

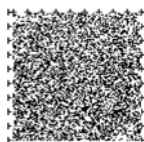


- ・住民等の参加の下、地域における福祉のまちづくり推進体制を整備すること。
- ・区市町村立施設について、施設管理者として施設整備を図ること。

(4) 事業者の役割

都市施設を所有し管理する事業者は、行政や他の事業者と連携、協働して、高齢者や障害者を含む全ての人々が安全かつ円滑に施設を利用できるように努めることとされています。このため、次の役割が求められています。

- ・自らが所有・管理する施設、物品及び提供するサービスなどについて、法令や条例等の趣旨を十分に踏まえた取組を実施すること。
- ・都市施設の整備について、施設を主に利用する都民の意見を、計画段階だけではなく、整備中、整備後の各過程で取り入れて推進すること。



6 計画の進行管理

福祉のまちづくりを効果的に進めるため、計画に盛り込む各事業の目標を設定するとともに、結果だけではなく、プロセス（過程）も重視し、検証や定期的な評価を行い、それに基づき新たな施策を講じる、スパイラルアップの仕組み^{*8}による進行管理を行います。

また、検証や評価には、高齢者や障害者等の当事者、事業者、区市町村及び都が参加して、意見を聴取し、行政による事業の評価や世論調査の考察とあわせて、施策や次の計画に反映させるための仕組みづくりを進めていきます。

(参考) スパイラルアップの仕組み

